

事務局試案

一 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとすること。

二 アルコール若しくは薬物の影響により、又は自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、そのアルコール若しくは薬物又は病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処するものとすること。

三 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、その運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処するものとすること。

四一

刑法第二百八条の二（危険運転致死傷）の罪（その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させた者に係る場合を除く。）又は一の罪を犯した者（人を負傷させた者に限る。）が、その罪を犯した時に無免許運転（注）をしたものであるときは、【〇〇の懲役・P】に処するものとすること。

2 二の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は【〇〇の懲役・P】に処し、人を死亡させた者は【〇〇の懲役・P】に処するものとすること。

3 三の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は【〇〇の懲役・P】に処するものとすること。

4 同法第二百十一条第二項（自動車運転過失致死傷）の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、【〇〇の懲役・P】に処するものとすること。

（注）法令の規定による運転の免許を受けている者又は道路交通法第百七条の二の規定により国際運転免許証若しくは外国運転免許証で運転することができることとされている者でなければ運転することができないこととされている自動車を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止される場合を含む。）又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで（同法第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）、道路（同法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）において、運転すること。